

ID: 207

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第4条		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (行為の制限) 第4条 次に掲げる行為のため市立公園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 物品の販売若しくは頒布又は業としての写真若しくは映画の撮影その他の営業行為をすること。 (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。 (3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、市立公園を使用すること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日